

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る平成30年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成30年2月5日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

ほっとスクール「希望丘」運営業務委託

(2) 目的

心理的理由等により、不登校の状態にある児童・生徒に対して、次の各号に掲げる事項の実現を図ることを目的とする。

対人関係の中で対応できる能力を養い、自立を促すこと。

個別対応から集団生活に移行することにより、対人関係や集団生活への適応力を高めること。

将来の社会的自立に向けた支援を行うこと。

(3) 業務内容

ほっとスクール「希望丘」の運営業務

(4) 対象者

心理的理由等により不登校の状態にある世田谷区在住の公立、私立小・中学校在籍の児童・生徒

その他、区が必要と認めた者

(5) 履行期間

平成30年7月1日から平成34年3月31日まで

ただし、契約については、平成30年度予算配当を条件とする。

平成31年度、平成32年度、平成33年度についても、本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定である。

契約は単年度ごととし、当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定する。

2 応募資格

平成30年1月1日現在、法人格を有し、次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。

- (1) 平成25年度以降、国又は自治体における不登校児童・生徒支援に関する事業等を実施し、良好な実績があること。

- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項に該当する法人でないこと、及び同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 1 4 年法律第 1 5 4 号)第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと
- (5) 法人税・法人事業税・都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 確実に履行することができる提案内容とすること。ただし、履行内容については区と協議のうえ決定すること。

3 提案書の提出者の選定

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 審査基準

本公募では、主に以下の点について審査を行う。

- (1) 提案書の内容については以下の基準により審査を行う。
 - 不登校児童・生徒支援施策への基本的考え方は世田谷区・国の施策を踏まえたものか
 - 本業務の趣旨を踏まえた取り組み方針であるか
 - 開室日・開室時間の計画は適切であるか
 - 業務の運営体制は、適切であるか
 - 職員の採用方法・採用基準等は適切であるか
 - 職員の研修体制・内容は適切であるか
 - レイアウト提案図は業務の趣旨を踏まえたものであるか
 - 関係機関との連携・協力体制づくりへの考え方。取り組みは適切であるか
 - 「心の居場所」の運営にあたっての考え方・取り組みは適切であるか
 - 学習指導の実施にあたっての考え方・取り組みは適切であるか
 - 参加型体験活動の実施にあたっての考え方、取り組みは適切であるか
 - 在籍校等との連携した支援にあたっての考え方、取り組みは適切であるか
 - 卒業・進学に向けた支援にあたっての考え方、取り組みは適切であるか
- (2) 上記(1)の基準のほか以下の点の適否についても審査を行う。
 - 国又は自治体における不登校児童・生徒支援に関する事業等の実施実績は、良好かつ本業務を実施するに十分であるか
 - 安定的に事業を運営できる財務状況であるか
 - 特にアピールしたい特徴として記載された内容はアピールしたい特徴として記載された内容は、特徴的かつ本業務実施にあたって効果が期待できるか
 - 経費見積りの金額及び内容が妥当なものであること、また区の予算額を超えないこと。
 - プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

5 公募スケジュール

本公募における審査等のスケジュールは以下のとおり。なお、応募状況等によっては、スケジュールが変更になる可能性がある。

内容	日程	備考
手続開始の公告日	2月 5日(月)	
説明書の交付	2月 5日(月) ~ 2月16日(金)	区ホームページからのダウンロードによる。
参加表明書の提出期限	2月16日(金) 17時	持参または郵送(書留郵便に限る)とする。
プロポーザル招請通知	2月20日(火)	参加資格を満たしている業者へ、プロポーザル招請通知を郵送で送付する。 参加資格を満たしていない業者へ、非招請通知を郵送で送付する。
質問書の提出期限	2月23日(金) 17時	ファクシミリまたは電子メールで提出する。 質問内容及び回答は、全事業者へメールで送付する。
提案書の提出期限	3月16日(金) 17時	持参に限る。
第一次審査	3月19日(月) ~ 3月23日(金)	
第一次審査結果通知	3月23日(金)	結果通知は、全事業者へ郵送する。
第二次審査	3月28日(水)	
第二次審査結果通知	3月29日(木)	結果通知は、全事業者へ郵送する。
契約締結	7月 1日(火) 予定	

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

免除とする。

(3) 契約書作成の要否

審査により選定された事業者と提案内容を基に随意契約を締結し、区と選定事業者の双方で契約書の作成を行う。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

下記の本件担当部課に同じ。

(5) 関係機関への取材制限

「(4) 関連情報を入手するための照会窓口」以外への本業務に関係する区役所担当部署等への直接問合せ・取材等は、選定結果が公表されるまで行わないこと。

(5) 費用の負担

本公募に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等、一切の費用は、応募者の負担とする。

(6) 情報公開

当該案件に参加を表明した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等) を区が公表することについて了承の上で参加することができる。

(7) 著作権の帰属等

本公募に関して作成した書類等の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には、応募者が作成した書類の内容を無償で使用できるものとする

なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(8) 書類の修正・虚偽記載

参加表明書及び企画提案書は、それぞれの提出期間を経過した後は、応募者からの申出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認めない。もうしまた、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。

(9) 追加書類の提出

区が必要と認める場合は、追加書類の提出や記載内容についての説明を求めることができる。

(10) 事業実施状況の確認

区が必要と認める場合は、応募者の事業の実施現場を訪問、確認し、説明を求めることがある。

(11) 当該業務に直接関連するほかの業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有 (同一事業 平成 3 1 年度から平成 3 3 年度)

ただし、各年度の予算の配当を条件とする。また、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。

(12) その他

詳細は、説明書による。

7 担当部課

〒 1 5 4 - 8 5 0 4 世田谷区世田谷 4 丁目 2 1 番 2 7 号

世田谷区役所第 2 庁舎 3 階 3 7 番窓口

世田谷区教育委員会事務局 教育政策部 教育相談・特別支援教育課 担当 白田

電話 : 0 3 - 5 4 3 2 - 2 7 4 6

ファクシミリ : 0 3 - 5 4 3 2 - 3 0 4 1

E-mail : sea01300@mb.city.setagaya.tokyo.jp